

第二十四回国会
衆議院

国土総合開発特別委員会議録第十七号

昭和三十一年四月四日(水曜日)

午後二時七分開議

出席委員

委員長 廣川 弘禪君

理事 志賀健次郎君 理事 薄田 美朝君

理事 松浦周太郎君 理事 松田 鐵藏君

伊藤 郷一君 植木庚子郎君

川村善八郎君 笹山茂太郎君

瀬戸山三男君 南條 徳男君

本名 武君 小平 忠君

永井勝次郎君 芳賀 貢君

岡田 春夫君

出席國務大臣

大藏大臣 一萬田 尚登君

出席政府委員

北海道開発 白波瀬米吉君

政務次官 田上 辰雄君

北海道開 北原益太郎君

総務次官 東條 猛猪君

農林政務次官 大石 武一君

通商産業 川野 芳滿君

政務次官 堀川 恭平君

建設政務次官

委員外の出席者

總理府事務官 桑原 幸信君

(北海道開発庁 企画室主幹)

四月三日

委員大橋忠一君、北崎吉君及び田中

正巳君辭任につき、その補欠として

林唯義君、渡邊良夫君及び橋本龍

伍君が議長の名で委員に選任さ

れた。

同月四日

委員渡邊良夫君辭任につき、その補

欠として伊藤郷一君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

北海道開発公庫法案(内閣提出第六

三三三)

○廣川委員長 これより会議を開き

ます。

この際、きのうの理事会において決

定を見ました事項を御報告申し上げま

す。北海道開発公庫法案についての今

後の本委員会の審査日程につきまして

は、本法案の質疑は本日及び明後日の

二日間におわたりこれを行ない、本案の採

決は来たる七日に行うことになりまし

たので、御了承を願うとともに、各位

の御協力を切にお願いいたします。

北海道開発公庫法案を議題とし、前

会に引き続き質疑を継続いたします。

なお質疑は、理事会において御協議を

願った通り、管理委員会及び投融資計

画等について重点的にお願いします。

質疑は通告順にこれを許します。松田

委員。

○松田(總)委員 銀行局長に御意見を

お伺いします。さきに北海道開発審議

会の決定に基いて、この法案を作った

当時においては、管理委員会またはそ

れに類似した委員会を置くというよう

に、答申に合った法律を作るつもり

だったのでありますが、その必要がな

いという開発庁の先日来の答弁であっ

たのであります。参考人もまたそのよ

うな趣旨の話をされましたが、これに

対して社会党では、当然置くのが至当

でないかという意見もあり、また私ど

もとしても、そうあるべきであらうと

いう考え方を持ったのであります。し

審議会の委員をして私の立場から

いっても、それが当然じゃないかとい

う考えを述べたのでございます。これ

に対して当局として、どういう理由に

よって、この管理委員会なりそれに類

似した委員会というものがなくてよい

のだという御意見なのであるか、それ

をはっきりここで伺っておかなけれ

ば、私どもの審議の過程において非常

に支障を来たすのであります。この

点をお伺いしたいと思います。

○東條政府委員 松田先生から、今回

御審議になっております北海道開発

公庫の機構といたしまして、経営委員

会ないしは管理委員会のような制度を

置くことが、むしろ適当ではなからう

かという考え方があられるのが、政府と

して、あるいは大蔵省としては、どう

いうふうに考えるのだというお尋ねと

拝聴いたします。この点につきまして

は、私どももいろいろと十分検討をい

たしたのでございますが、この北海道

開発公庫という公庫におきましては、

経営委員会のご意見をきいますとか、

管理委員会のような制度を設けますこ

とは、かえって責任の所在を不明確な

らしめるようなおそれもありませんし、

かつまた、北海道開発公庫はただいま

のところ国がその全額を出資する建前

に相なっております次第もありまして、政

府の監督によりまして、政策の目的を

達成するのに十分遺憾なき措置がとれ

る、つまり主務大臣の監督下におきま

して、公庫の理事長以下の責任者がど

ういう方面に投資しないし融資をいた

すべきか、その責任におきまして、最

も国策にも沿い、適当であるという判

断のもとに、今後の公庫の運営に当る

という体制の方が適当である。また、ほ

かの現に設けられております公庫の例

から考えましても、経営委員会あるいは

管理委員会が、公庫におきまして設

けられておる事例もございせんが、

私どもの見ますところでは、経営の面

あるいは制度の面におきまして、それ

で支障なく動いておる。これらいろい

ろの点を考えまして、今回の北海道開

発公庫におきましても主務大臣の監督

のもとに、経営の責任者が責任を持っ

て事に当るといふ態勢の方が適当であ

りまして、経営委員会あるいは管理委

員会という制度を設けることはむしろ

不適当である。かように考えておる次

第であります。

○松田(總)委員 この公庫に対する資

本金は、全額国が出資することは法文

にも現われておりますし、その他この

法律からいいますと、債券を承認を得

て出資金の二十倍発行できるという

なっております。国の出資金の二十倍

ということになる、たとえば、今年

は十億でありますから、二百億まで債

券を発行できる。これが国の出資金が

将来百億になった場合においては、二

千億発行できるといふ形になってお

る。こういう場合においても、その管

理委員会なり審議会なりというものを

置く必要がないかという点が出てくる

のであります。こういう場合における

考え方は、どのようにお考えになっ

ておりますか。

○東條政府委員 ただいま仰せのよう

に、今後北海道開発公庫は、いろいろ

の国策的な目的に即応いたしまして、

十分に機能を発揮いたさなければなら

ませんし、それに必要な資金量の増大

ということも、必要に応じて十分

考慮いたさなければならぬと考えて

おります。仰せのように、資本金の二

十倍を限度といたしまして債券の発行

の道を開いておきまして、これもその

ときどきの財政事情あるいは金融情勢

に即応いたしまして、債券の消化に努

めなければならぬのであります。さ

ら私どもの考え方におきましては、さ

うな債券の消化に当り、債券の消化を

必要とする事態におきましても、やは

り責任の所在を明確ならしめまして、

公庫の投資あるいは融資というものに

ついては、理事長以下の責任者が、主

務大臣の監督のもとに、自主的に責任

を持って事に当ることが、必要でもあ

りますし、またその態勢はぜひ作る必

要があるわけでありまして、業務が非

常に大きくなり、債券の発行をますます

必要とするというところに相なりまし

ても、経営委員会あるいは管理委員会

の存在を、そのゆえに必要とするとい

うことには相なるまい、私はさように

考えております。

○松田(總)委員 大臣がおいでになっ

た。

第二類第五号

国土総合開発特別委員会議録第十七号

昭和三十一年四月四日

一

たので、もう一つ簡単に伺いたいと思いますが、昨日も非常に議論になったこととありますが、この公庫に對する事業計画が不明確である、事業計画の不明確なこの法案というものは、どうも意味をなさぬというような議論が出ておったのであります。この点に對して大蔵省はどのようにお考えでありますか。

○一萬田國務大臣 たいだいまのところ、まだ事業計画は明確になっておりませんが、今後事業計画もむろん出てこようと思っております。私はそれで十分いいだろうと思ひます。ただ、今日北海道の開發については、この前も申し上げましたように、長期資金の供給ということが、どうしても、だれが考えても不足である。ですから、まずこういうような公庫ができるということとは、少しも早過ぎることはないといひは考へております。

○松田(鐵)委員 まだ聞きたいことがありますけれども、大体様子がわかりました。社会党の方の質問があるそうですから、野党に對して敬意を表する意味において、これを譲りまして、私の質問は終ります。

○廣川委員長 永井さん、一萬田君はほかの委員会の出席も要求されておりますので、そう長い時間はないようでありますから、簡潔に願ひます。大体十五分程度でお願いいたします。

○永井委員 この公庫は、大臣は一つの單なる金融機関、こういうような性格にお考えなのか、あるいは、單なるコマシヤール・ベースに乘せて運用するところの金融機関ではなくして、もっとほかの投資機関であるという性格でこれを生み出そうと、こういうふう

うにお考えになつておられるのか、この公庫の性格をはつきり伺いたい。

○一萬田國務大臣 この開發公庫の性格は、やはりしきりに檢討を加える、相當複雑な性格だと思つておられます。そう簡単に割り切るわけにも、實際問題としていかぬのではないかと、ただ、これが北海道開發ということに、設立もその趣旨でできておりますから、関連を持つておるといふことは、いうまでもない。そうしてこの出資が政府出資になつておるといふような点、從つて北海道開發という目的に向つてこの公庫の資金が流れていく、かように御了解願つてよいのであります。北海道開發がゆゑに、すべてこれがペイセぬわけでも何でもないのでありまして、やはりできるだけ採算ベースを持たないところの資金の調達——民間資金にも依存しておる点もありますから、そういうことをいろいろ勘案して、調整をやつていくべきだと考へております。

○永井委員 なかなか内容としては複雑な性格を持つておるといふことであります。現在十億の政府出資、それから七十億の融資、こういう内訳です。從つて現在の段階では、資金の質と、それから内容としての資金の量の面から見て、これは金融機関としての性格が強い。これが將來政府の投資がふえていきますと、その内容の資金の質と量によつて、性格が順次變つてくることがあり得る、こういうふうな理解してよろしうございますか。

○一萬田國務大臣 資金の量が變れば、質が變るというふうな結果も起るわけでありますが、しかし私は、これは当初から公庫の性格をもちまして、北海道開發に専念する金融機関、こういうふうな考へていいのじやないかと思ひます。ただ、その分量が今後ふえていき、北海道開發に對して金融的に力を注ぐ機関である、かようにお考え願へばいいんじゃないかと思ひます。

○永井委員 單に、資金が不足だから金融的にこれを融通するのだ、こういう意味であるならば、一般の民間金融、銀行金融、その他の開發銀行等においても十分ではないか、それを特別にローカルのなこういう公庫を設けなければならぬというのには、それだけの理由がなければならぬ、こう思ふのであります。そういう点で、單なるコマシヤール・ベースに乘せた金融をするのだ、特にこれだけのワケで北海道ににするのだという地域的な条件以外に、国の全体から見た金融政策の中で、特にこれを設けなければならぬといふことが、私はただいまの大臣の説明では少しく理解しがたいのであります。さらに一つ私が納得できるような御答弁を願へば、幸いですと思ひます。

○一萬田國務大臣 それは、事柄はきわめて明白なのでありますけれども、私の説明の仕方が悪いために、御理解が願へないので恐縮ですが、北海道の開發といふこと自体が、なかなかやりいろいろの面を持つておるのであります。單なる普通金融機関だけでこれができる、おそろくだれも考へていないだらう。同時に、普通金融機関が北海道の開發に何ら協力しないと、そこに資金を出さぬとか、そういうことを考へる人も私はむろんないと思ひます。従ひまして、普通金融機関がそういう北海道開發に力を注ぐ、それが今お話のように不十分な点がある。あるいはまたやりにくい点がある。そういうような面において、必要な資金を補充的に出していく、あるいはまた、この公庫があるために、これと協調的に融資することによつて、開發融資が一般金融機関よりも円滑にいく、こういうふうなことが私は當然考へられていく、かように考へておるわけではあります。

○永井委員 そういたしますと、一般金融の補充的な役割をする機関である、かように理解してよろしうござりますか。

○一萬田國務大臣 一面から見れば、さう考へられる点もあるのでござります。

○永井委員 先ほど大臣は、北海道の開發について資金が不足だ、こういうことをおっしゃられたのであります。これは一般金融機関がコマシヤール・ベースの線で運用する限りにおいて、有利な条件があれば、これは自然の形において資金は流れてくるわけであります。なぜ北海道が資金不足を告げておるかといへば、そこには産業の立地的諸条件、金融機関から見たコマシヤール・ベース、こういうものが不足しておるから、従つてここには資金が流れてこない、こういう經濟上の原則に基く理由があると思ふのであります。従つて八十億の資金で現在充足するこの公庫が、どのようにさか立ちして見ても、八十億の資金ワケ以上の機能は達成できないわけでありますが、北海道の現状は、八十億では非常に不足なのであります。もちろん、これは

思ひます。従ひまして、普通金融機関がそういう北海道開發に力を注ぐ、それが今お話のように不十分な点がある。あるいはまたやりにくい点がある。そういうような面において、必要な資金を補充的に出していく、あるいはまた、この公庫があるために、これと協調的に融資することによつて、開發融資が一般金融機関よりも円滑にいく、こういうふうなことが私は當然考へられていく、かように考へておるわけではあります。

○永井委員 そういたしますと、一般金融の補充的な役割をする機関である、かように理解してよろしうござりますか。

○一萬田國務大臣 一面から見れば、さう考へられる点もあるのでござります。

○永井委員 先ほど大臣は、北海道の開發について資金が不足だ、こういうことをおっしゃられたのであります。これは一般金融機関がコマシヤール・ベースの線で運用する限りにおいて、有利な条件があれば、これは自然の形において資金は流れてくるわけであります。なぜ北海道が資金不足を告げておるかといへば、そこには産業の立地的諸条件、金融機関から見たコマシヤール・ベース、こういうものが不足しておるから、従つてここには資金が流れてこない、こういう經濟上の原則に基く理由があると思ふのであります。従つて八十億の資金で現在充足するこの公庫が、どのようにさか立ちして見ても、八十億の資金ワケ以上の機能は達成できないわけでありますが、北海道の現状は、八十億では非常に不足なのであります。もちろん、これは

思ひます。従ひまして、普通金融機関がそういう北海道開發に力を注ぐ、それが今お話のように不十分な点がある。あるいはまたやりにくい点がある。そういうような面において、必要な資金を補充的に出していく、あるいはまた、この公庫があるために、これと協調的に融資することによつて、開發融資が一般金融機関よりも円滑にいく、こういうふうなことが私は當然考へられていく、かように考へておるわけではあります。

スズメの涙ほどのものである。従つて、資金を北海道に融資する前提条件となるもの、基礎的条件となるものは、コマシヤール・ベースに乘るものに、企業の諸条件を整備するということが先決条件ではないか、こう思ふのであります。金融機関に多年携わられた大臣が、その意からごらんになりました、北海道として当面急がなければならぬものは、そうした企業の基礎的条件、金融が当然コマシヤール・ベースに乘つて流れてくるような、そういう条件を早く整備するということが、先決条件ではないかと思ふのであります。ところが、その方の計画に後進的だ、おくれれておる。そしてこのわずかな八十億というふうなワケだけ、特別なワケで北海道に考へられておる。聞くところによると、このワケに對して、すでに日本の經濟的な条件、あらゆる國際的な状況とは切り離された、獨立した形で、さあ木材への投資だ、これだけの資金が予定されておるからといふので、もう企業会社の創立にあつちこつちで乗り出す、それがあつちこつちでも競争的な形になろうとしておる。また製糖工場があつちこつちに出てきて、原料としてのビートの生産の突進というものは、そのけにして、工場だけを作ろうという競争が起つておる。もうすでに、こういうふうにして、おれの方でこれだけ金融をつけてやるからという、ひもつきで、会社の創立を刺激しておる。こういうことが現在起つてきておるわけでありまして、こういうふうな混乱が起るといふことは、先ほど申し上げました北海道開發についての基礎的な、

スズメの涙ほどのものである。従つて、資金を北海道に融資する前提条件となるもの、基礎的条件となるものは、コマシヤール・ベースに乘るものに、企業の諸条件を整備するということが先決条件ではないか、こう思ふのであります。金融機関に多年携わられた大臣が、その意からごらんになりました、北海道として当面急がなければならぬものは、そうした企業の基礎的条件、金融が当然コマシヤール・ベースに乘つて流れてくるような、そういう条件を早く整備するということが、先決条件ではないかと思ふのであります。ところが、その方の計画に後進的だ、おくれれておる。そしてこのわずかな八十億というふうなワケだけ、特別なワケで北海道に考へられておる。聞くところによると、このワケに對して、すでに日本の經濟的な条件、あらゆる國際的な状況とは切り離された、獨立した形で、さあ木材への投資だ、これだけの資金が予定されておるからといふので、もう企業会社の創立にあつちこつちで乗り出す、それがあつちこつちでも競争的な形になろうとしておる。また製糖工場があつちこつちに出てきて、原料としてのビートの生産の突進というものは、そのけにして、工場だけを作ろうという競争が起つておる。もうすでに、こういうふうにして、おれの方でこれだけ金融をつけてやるからという、ひもつきで、会社の創立を刺激しておる。こういうことが現在起つてきておるわけでありまして、こういうふうな混乱が起るといふことは、先ほど申し上げました北海道開發についての基礎的な、

らの港湾を、ネズミの食いかじりのようにやって、十年も十五年もたたなければ完成できない。完成しないうちに、災害を受けて、つぶれていつている。こういうようなばか金の使い方をしたら、これはちっとも効果は上つてこない。こういう実例がたくさんあるのでありますから、私は、主観的に期待を非常に多く公庫にかけるというようなことなしに、そういう条件というものを整備してかかる必要がある、こういうので、申し上げておるわけがあります。先ほど大臣は、この充足に当って企業が起るのは、公庫と別個に起っておるというのでありますが、そ

うでなくて、金はあるのだから、貸してやるのだから、ということ、受け入れ体制を満足せしめておるといふやうな、ばかげたことが起つておるわけでありますから、私は申し上げたのであります。大臣のこれに対する考え方、及び今後の善処の方針というものを承わりたいと思ひます。

○一萬田国務大臣　大へんいい御意見と存じます。なるべく御趣旨に沿うやうに努力をいたします。

○廣川委員長　芳賀君。

○芳賀委員　大蔵大臣にお尋ねします。第一の点は、北海道開発公庫を、

しかも北海道に本拠を置いてこれを運用するということでありますが、その場合、政府機関としての投融資機関、あるいは特別会計がいろいろあるわけですが、この政府機関の中における開発公庫と、その他の公庫あるいは特別会計との関連、あるいは調節なるものは、いかようになされておるかという点であります。これはこの開発公庫の持つ使命が、北海道における今後の産

業開発の後進性を打破して、北海道の産業開発に寄与する呼び水的な役割を果たすのだということになると、従来の北海道に対する財政的な投融資に対して、さらにこの公庫がプラス・アルファとしての役割を果たすというところにも、私は特質があると思うわけであり、そういう意味において、この政府機関としての各公庫あるいは特別会計との間における調整、あるいは今後の有機的な活用の方に對して、これは主務大臣としての大蔵大臣から御説明を伺いたいわけであり、

○一萬田國務大臣 今お説のように、十分そういうふうな関係を調整して、最も効果が上るようになつていきたい、かように考えます。

○芳賀委員 今後効果が上るといふのではなくて、この法案を出されるからには、そういう調整等は完全に作業は終つておらなければ、こういう法案は出せないのです。そうでしょう。ですから、それがいかなる形において作業が行われたかという、その経過的なものでもいいですから、それをお伺いしたい。

○一萬田國務大臣 御承知のように、この公庫は資本金十億、それに資金運用部資金から三十億借り入れ、債券四十億、年度内に約八十億程度の長期資金を用意する、この点を考慮いたしまして、これが、今後の北海道開発が計画的に行われる上にも寄与するであろう、こういうふうな、むしろ、これはプラス・アルファにおいて考えておるわけであり、

○芳賀委員 プラス・アルファに考えておるといふからには、これは同一産業、企業が、設備資金等を二重に投融資を受けることが可能であるというこ

とでなければ、プラス・アルファということは言えないと思うのですが、その点はいかがですか。

○一萬田國務大臣 これは、従来財政からする直接の投融資、あるいはまた北海道に対する公共事業、こういうような資金が、必ずしも予算の面が十分でないと思ひます。それでこの資金がプラス・アルファになるというところは、他面これを使ってやる事業が北海道には多々ある、こういうふうには考えておるわけであり、

○芳賀委員 それでは具体的に御尋ねします。第一はこれと競合すると思われるような融資形態、一つは開港銀行の融資、それから、たとえば農林漁業金融公庫、さらに中小企業金融公庫、これらの融資形態は、現在までも北海道の企業面に対して融資が継続して行われておつた。しかも、ある場合においては、北海道の特殊性というものを考慮に入れて、ある程度重点的な考慮が払われておつたということも言えるわけですから、それらの融資の一つの系列の中において、これがいかなる形態によつてプラス・アルファになる、たとえば開港銀行の資金も借りられるし、また同じように、その企業がこの公庫の融資も受けることが可能であるかどうか、そういう具体的な事実の上に立つた場合の解釈は、どういふことになり、

○一萬田國務大臣 少くとも従来政府関係等の機関、たとえば開港銀行等から資金を出す、それはそれでよろしいので、それをとめて、これから出すというわけではありせん。また、そういうものに対する融資というものは、

原則としてこれを出さない、分野を異にしてやるつもりでいたしております。

○芳賀委員 そういうことになる、結局開港銀行とか、あるいは農林漁業金融公庫とか、それらの政府機関の融資が、実績においても、北海道分にはこのくらい流れるということ予想され、一定額があるわけですから、それらのものをそこでストップさせて、これを公庫の融資に切りかえるということであれば、この公庫が特別に生まれても、それほど大きな寄与をするということにならぬじゃないですか。一つの事実が北海道の開発機構の中にもあるわけですから、第一次の北海道開発計画は、主として公共事業を重点として今日まで行われてきたわけですから、しかし北海道の開発の予算なるものが、果して特別にそれだけプラス・アルファになつておつたかどうかということは、明確に指摘できると思ふ。あるいは、農林、建設とか各省の北海道分なるものの公共事業費を全部集めたものが、北海道開発予算の総額であつた。これでは、何も特別に北海道の開発の促進とか、北海道産業開発の呼び水になるということにはならぬじゃないですか。どこにプラス・アルファとしての特質があるかというところを、もう少し事例をあげて大蔵大臣は説明なさつた方がいいと思ひます。

○一萬田國務大臣 従来の財政負担でやるというところは、たとえば公共事業においては従来通りにやる、それから開港銀行でやるのは、それは開港銀行で従来通りやる、そのほかにはまた公庫の金が出る、こういうわけであり、

○芳賀委員 これは大蔵大臣、重大な発言です。各政府機関から融資を受けると同時に、その企業はさらに北海道の開発公庫の融資を受け得る、この開港料として出された業務方法書等による、そういうことはやらないということとが明らかになつておる。大蔵大臣がそういうことをやるということであれば、非常に仕合せであります。ぜひ、そういうことでいかなければならぬというふうな、われわれは考えておるのではありませんが、主務大臣としてそういう方針でありとすれば、当委員会の質疑を通じて、今後の運営に當つては、その点を明確にされる必要があると思ひます。もう一度確認する意味において、その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 別に重大な発言でも何でもありません。きつめて普通の常識であります。開港銀行なら開港銀行が今まで北海道に融資しておつた、それをやめさせて、新たにこれを作つて、これからやらせる、そんなことをする必要は全然ないので、そんなものは作らぬでもいいのです。開港銀行でやるのはやつてよろしい。それから公共事業は、財政の許す範囲において、またよその振舞合ひの上において、北海道にこれだけ向ければそれでよろしい。そのほかにこれを作る。なぜそういうことになるかといへば、北海道の開発というものをいふよりも取り上げると、資金量に比べてやはり事業量が多いのです。いわゆる資金が不足しているところ、やはり今日この公庫を作る問題があると私はかように考えております。それで御了解

願えると思ひます。

○芳賀委員 これは大蔵大臣は軽い問題だと言つておられるけれども、今までの政府の金融政策上から政府機関が同一の企業とか産業に對して、二重の投融資を行なつておるという事例はほんたうの道を開くのだということを言つておられるけれども、これは政策上から見ても軽々しい問題でありません。いいですか、北海道全体に對して、北海道というものを抽象的に対象にして、この公庫ができたから、開港銀行の金を貸すとか貸さぬという問題ではないのです。この融資を受け得る一つの具体的な企業は、公庫の融資を受けると同時に、開港銀行の融資も受けられるという、そういう事実が果して今後の運用の中に行われるかどうかということ、私は聞いておるわけですから、

○一萬田國務大臣 今お話のようなことが、かりに起るとすれば、それは北海道は非常に資金が豊富だということの意味するのです。たとえば、開港銀行なら開港銀行からある企業が金を借つて、またその上にこの企業が公庫から借る、こういうようなことを御想像になるが、そういうふうな御想像なさることはどうもない。もう少し平面的に、ここに開港銀行があるけれども、開港銀行から金の出ていない部分がある。そこに公庫の金を持つていく。そうしてこの公庫の金は、四半期ごとに事業計画を作つて、そうしてこういうものに貸すということにしまして、大蔵大臣の認可も受けるのでありますから、そういうことになるようなことは、決して私は今後やらせません。

○芳賀委員 それでは、重複した投融資が行われないということじゃないですか。そうでしょう。そこをはっきりしなければいけません。自分だけがわかっておいても、この委員会全体を通じては、全然わからぬではないですか。同一企業体に対して、二重の投融資をやるのか、やらぬのかということ

○一萬田國務大臣 私は、同じ企業に対して二重投融資をするということは、一度も言ったことはない。速記録をお読みになればわかりますが、そういうことを言った覚えは絶対ありません。速記録をお調べになって、そういうことがあれば、つつしんで取り消します。

○芳賀委員 それではお尋ねします。先般出された公庫の三十一年度の投融資計画案なるものを見ると、この中に、たとえばテンサイ糖工業に対して、これを融資の対象にするというところが具体的に出ておる。ところがもう一つ、北海道のテンサイ糖工業に対して、昭和三十一年度にはおよそ七億五千万の融資を行うということが、余剰農産物の特別会計の融資計画の中に出ておるわけですか。いいですか、そうするとこの公庫は政府機関ですね。明らかに公庫からも、今後の北海道のテンサイ糖工業に対しては融資の対象にしておるわけですか。余剰農産物の特別会計からも、すでに七億五千万というものを予定して、これは予算の説明の中にも出して、大蔵大臣は説明しておられる。そういう事例が具体的に現われておるわけなんですか。ですから、この点は先般当委員会において正力国務大臣にただしたわけでありませう。最

初は正力大臣は、いや、そういうことは絶対しませんということでありましたが、その後政府委員に知恵をつけられて、原則としてはしないけれども、しかし運用上においては、やるようになるかもしれないという、非常にあいまいな答弁をしておる。それで、この点に対しては主務大臣である大蔵大臣から明らかにしてもらいたいということで、今日まで保留されておるわけですが、これらの関係はどういうように考えておるのですか。

○一萬田國務大臣 その点につきましては、きのうでしたか、当委員会にまかり出まして御答弁をしたのですが、北海道開発庁の三十一年度の公庫業種別投融資計画案、これは試案となっておりましてから別に私は何もかれこれ言う余地はありませんけれども、これらは何もまだ相談を受けておりません。従いまして、もしテンサイ糖と

らに開発公庫からもこれを対象にして融資するということになれば、これは明らかに二重の融資であるということになるわけですか。こういう具体的な事例の上に立った場合において、あなたは、これは試案だからよくわからぬと言われるが、そういうことでなくて、基本的に原則的な問題として、そういう場合にはやるか、やらぬか、ということをお明らかにしてもらえたいわけですか。

○一萬田國務大臣 この公庫の金は、大蔵大臣がそこに使え、ここに使えるという性質のものでありまして、公庫の方から事業計画を立て、かように融資したいということで認可を受けてくる、そのときに大蔵大臣がよく見まして、今お話のような二重の融資がないように、最も有効に金が使われるということを認定した上で、認可をすることにしたいと考えておるわけでありませう。

○芳賀委員 それは出てきたときじゃないのです。あなたは公庫に対しては主務大臣でしょう。ですから、業務方法書とか、あるいは政令等を作る場合においては、あなたがこれを確認しなければ、そういうものは効力を持たないということも言えるわけですか。ですから、具体的な問題として、そういうものが出てきてから、そんなものはいけないというよりも、事前にそれらの点は明らかにしておく必要があるのだというところが明確になれば、もうまぎらわしくないわけですか。ですから、これは派生的な問題としてでなくて、むしろ原則的な問題として、そういう取扱いはするのにかしないのかという、先

ほどあなたが確認された点とあわせて、もう一度明快にお答えになつていただきたいのです。

○一萬田國務大臣 二重という意味ですが、むだに重複して融資をするというようなことがあれば、むしろこれは認可しません。これは申し上げるまでもありません。

○芳賀委員 その次にお尋ねしたい点は、今度の公庫の投融資計画を見るに、これは第二次産業の面に対して重点が置かれておることは当然ですが、この場合に、北海道の今後の開発との関連の上に立って、やはり第一次産業との関連の上に立って今後の第二次産業の発展、あるいは振興ということを考える必要がある。そういういたしますと、これは当然、第一次産業との関連の上に立って公庫の運用というものが考えられなければならないと思うわけですか。特にそれは農林、畜産、水産業等の面に対して思うわけですか。ところが、これに対しては、今までの政府当局からの説明によると、農業協同組合あるいは連合会、それらの農民出資によるところの農業団体等の法人に対しては、投融資の対象にしないというところになっておるという説明を得ておるわけですか。こういうことになると、そうした一番北海道開発の基本的な役割を占めておるところの第一次産業に携わるそういう法人が、この公庫の融資を全然受けることができないということになる。あなたは先ほど、公庫は北海道の後進的な産業発展のために、これはプラス・アルファとしての役割を果すための融資を行う、ということをおっしゃっておる。そういう場合において、私が指摘したこういう農民出資に

よるところのこれらの法人に対しては、この公庫はいかなる形をもつてプラス・アルファが実証されるような融資を行わんとするか。その点はどう考えていますか。

○一萬田國務大臣 この公庫といったしまして、おもな事業というものは、第三章業務の十九条に、一、二、三、四、五として列挙してありますが、大体この方面に主力を注ぐ。しかし、これは経済的なことですから、みな有機的な関連を持ちますので、農林漁業金融というものについても、これは農林漁業金融公庫というものがあつて、特にそういう方面に力をいたしておりますが、しかしまた、関係するところにおいては、こういうものに全然融資をしないということも考えていない、そうして、こういうものを基本にして、北海道開発をいかにすべきかというふうな事業計画、そういうものの一つとして、この公庫は四半期ごとにこういう事業計画別融資をしたいというふうなもの、今後策定されてくるだろう、かように考えておるわけですか。

○芳賀委員 そうすると、大蔵大臣のお考えによると、たとえば農民出資の法人に対しても、現在は全国的な規模において農林漁業金融公庫というような機関はあるけれども、さらにこれらの法人格に対しても、この開発公庫は融資が行えるということにすべきである、というふうな考えておるのですか。

○一萬田國務大臣 今申しましたように、こういうふうな一、二、三、四、五と第十九条に書いてございまして、これは扱ひ面については、中小企業金融公庫とか、日本開発銀行とか、ある

第二類第五号 国土総合開発特別委員会議録第十七号 昭和三十一年四月四日

五

いはまた農林漁業金融公庫、こういうものの融資対象になるものについて、この融資はしないということになっておりますから、それぞれの業務分野をなすべく、これは資金量がそれほどでもありませんから一応そういうふうな考え方で運営をしていきたい、こういうふうな考え方であります。

○芳賀委員 どうも説明が不明確なんです、公庫は農民出資の公益的な法人に對しては、これらの法人は、農林漁業金融公庫の資金を受け入れる資格を持つておる。そういう有資格の法人は、今後公庫の融資を受けることができない、融資しないということなんです。そういうふうな解釈していいのですか。

○東條政府委員 先ほど来大臣から御答弁申し上げておる通りでありまして、この公庫は、日本開發銀行あるいは中小企業金融公庫、そういうような既存の政府関係機関が融資しておるものにつぎましては、原則として融資は行わない。また、ただいまお尋ねがありました農協同組合でありまして、すでに現在農林漁業金融公庫の融資の対象になっております業種につきましては、今日におきましては融資を行わないということを出発をいたしまして、今後のいろいろの状況も十分勘案してきめたい、こう思っておりますが、先ほど来大臣が申し上げておりますように、資金量といたしまして、今年八十億程度のこともありますが、ともかく業務分野を明確にいたしまして実行に着手したい、かようなこととに相なっておりますのであります。従いまして、くどく申し上げますが、農

林漁業金融公庫の現在融資対象になっております業種につきましては、原則としてこの公庫は取扱いをいたさない、かように御了解いただきたいのでございます。

○廣川委員 芳賀君、もう時間がないうから、簡潔に願います。

○芳賀委員 今銀行局長が言われたことは、われわれ知つてゐる。そこに問題がある。なぜ公益的なそういう法人に對しては、これは農林漁業金融公庫の融資対象になる法人格だから融資しないのだ、ということ限定して、それ以外の利潤追求のそれらの株式会社等の企業に對しては、これは普遍的に一応対象にするわけですか。しかも、開銀等の融資を受ける能力の乏しいものを特に対象にするということになると、農業資本等によつて、今後の第一次産業の、そのみずからの力を高めていかなければならぬ一番大事なこの法人が、全然融資を受けることができないのです。しかも、これらの行わんとする事業と競合するがごとき私企業がある、こういうような有利な条件の資金融通を受けて、同一分野の中で競合するような事業も、決して起きないとは言えないわけなんです。ですから、北海道におけるところの産業開発の資金的なプラス・アルファになるという場合においては、やはりこれは同列に――農林漁業金融公庫の資金源も今日乏しいことは、おわかりの通りであります。それが十分でないものでありますから、やはり同じような角度から、そういうような一つの産業が、法人の力によつて発展していくような点に對して力添えをするということが、最初から配慮されなければならぬ点じゃないか。それをあえてやらないというのは、どういう理由なんですか。

○東條政府委員 先ほど来申し上げておきますように、現在の北海道の開発の状況、またたいたいま御審議を仰いでおります公庫の初年度の資金量、いろいろの状況を勘案いたしまして、政府といたしまして、従来御説明申し上げておりましたような方針によつて、とりあえず公庫が融資をいたして参るということが、現在の北海道を重点的に開発するという観点から、最も適当な方針である、かように考えまして、政府の考え方を御説明申し上げて、御了解を得たいと存じておる次第でございます。

○芳賀委員 政府はこれを提案される場合に、北海道の農林水産のごとき原始産業がいかなる地位に置かれておるかという分析が、全然なされてないのです。北海道の農業にしても、水産業にしても、非常な後進性と劣悪な条件の中に、今日経営が持続されておるわけなんです。ですから、これらの条件を融和して、さらに経済的な一つの優位性をここから育成させるためには、どうしても財政的な、資金的な助力というものが必要になるわけなんです。ですから、特にこれを行おうとする場合においては、そういう非常に力の弱い、劣悪な条件の中におけるところの第一次産業の面に対しても、しかも農民みずからの経済力によつて産業を発展しようという意欲がある面に對しては、やはりこの公庫が十分な配慮を行うということが、法律の中に明らかにされておる、また配慮されなければならぬと思うのですが、今の答弁によると、全然そういうこと

が考えられておらぬ。これはもちろん、今の政府が資本主義的な考え方の上にのみ立つておるから、そういう広範な、農林水産業に従事する人たちのことは考えておらぬのだと割り切れれば、それまでであるけれども、しかし国の費用をこれに投じて、こういう公庫を起そうとする場合においては、十分なる考慮とか熱意を持った取扱ひというものが必要であると思ひますが、この点に對して大蔵大臣はどういうふうな考えておられますか。

○一萬田國務大臣 ただいま銀行局長から答弁をいたしました、これは結局、今後の北海道の開発ということの具体的な計画、さらにその後における発展、あるいはまた、この公庫の資金の今後における状況等々から勘案しまして、私は必ずしもそうしやくし定木に考えなくても私の氣持としては、ほんとに北海道の開発ということに役立てば、そうやかましく言うことはなはい。要するに、北海道の開発ができればいいので、それを最も有効にするのには、どうすればいいのか。これはほかのいろいろな事業もありまして、あるいはほかの金庫等の関係もありまして、それらを十分勘案して、うまくやていこう、こういうような考え方にするに、十分今後の運営の面において考へることにいたします。

○廣川委員 岡田君。

○岡田委員 簡単に一、二点だけ伺います。

まず第一点は、先日の大蔵委員会だというように私は記憶しているのですが、大臣は何か近いうちに日銀関係の機構改革をやつて、政策委員会を廃止

したい考へがあるという御答弁をされた記憶があるのでありますけれども、そういう事実があるのでありますか。

○一萬田國務大臣 そういふふうな意味のことを言つたことはあります。それは、こういうことなんです。今度法律で金融制度調査会というものを作ります。そうすると、やはりまず第一に取り上げられるのが、日本銀行法の改正です。いやくしも日本銀行法を改正する場合に、日本銀行の意思を最終的に決定する最高機関がどうあるべきかというところに検討を加へること、これはもう当然です。ところが、今はその最高機関が政策委員会です。しかもこれは戦時中の産物なので、これが果して日本に妥當するやいなやということを考えるのは、当然のことだと思ひます。そのことを私は申したのであります。

○岡田委員 ただいま戦時中というお話であつたのですが、これはきわめて重大なことで、日本の国が敗戦になつてからも、戦時中という名称をお使いになつておられますか。どうなんですか。

○一萬田國務大臣 それはいわゆる戦時中じゃございません。占領中です。○岡田委員 御承知のように政策委員会を設けたというのは、日本の経済の民主化をはかるために、日本の財閥の解体、あるいは独占禁止をしていく、これの一連の措置として、当時のいわゆる極東委員会の措置としてこれが行われた。従つて、言葉をかえて言うならば、日本の金融機関の民主化という点が問題になつてくる。金融機関が保守的であるだけに、その民主化をはかるという意味で、政策委員会を設ける

ということになったのでありますが、その当時は、たしか大蔵大臣は日銀總裁をやっておられたはずなんです。今日の段階として、政策委員会とは必要はないとお話であるとするならば、その当時から、そのようにかねがねお考えになっておたのであるか、あるいはその後において急にそのようなことをお考えになるようになったのであるか。と申しますことは、実はこれは御承知だろうと思うが、大蔵省は政策委員会を設けるということ、あの当時から反対しておたので、長い間の宿望を達成して、今廃止をしようという動きになりつつあるんだけれども、そのような官僚諸君の意見に屈服して、政策委員会を廃止しようという考えに、最近になっておなりになったのではないか。この点をお伺いいたします。

○一萬田国務大臣 非常に誤解されておる。何も私は廃止するなんて考えておらないので、一番最初、金融制度調査会で、そういう日本銀行の意思を決定する最高機関がどうあるべきかというところは、新しい角度でこの際やはり検討は加えてみたい。日銀政策委員会を存置すべし、それがよいとなれば、それも傾聴しなければならぬ。そういうわけであります。御意見は十分拝聴いたしました。

○岡田委員 大体よくわかりました。金融制度調査会の意見をできるだけ尊重してやろう、こういう御趣旨であつて、廃止するという考えを今持っておるわけではない。こういう見方だろうと思います。

そこでこの公庫法に關係するのですが、この公庫の中に、経営委員会がある

いは管理委員会、名前はいろいろの名前が使われております。そういういわゆる管理機構というものが設けられるに當つては、これは実は開港審議会の再三の審議の過程において、この公庫の公益性を守るために、もう一つは経営の民主化をはかるために、この管理委員会を設けるんだ、このような趣旨で設けることになっております。とするならば、ただいまお話のように、日本銀行の場合においても、経営の民主化という観点に立つて政策委員会が設けられるとするならば、あなた御自身おいても、経営の民主化をはかる、公益性を守るという意味において、管理委員会を設けるという考えになるべきだと考えるのであります。この点は全然別な趣旨がございましてあります。

○一萬田国務大臣 今、省としましては管理委員会をここに設けるといふことは考えておりません。むしろ、そういうことのあるなしにかかわらず、銀行経営の民主化ということもいふことでありましよう。公平に、資金が北海道の開港に最も役立つように持つていく、こういうことを経営の基本方針とすべきだと私は考えております。

○岡田委員 時間がなから進めますが、先ほどから芳賀君の話を聞いておつても、プラス・アルファの役割を果すのだ、これは観念的にはそういうことが言えるだろうと思う。しかし大蔵大臣ですから、計数の上においても日本の政府においては一番明るい人でなくちゃならぬのだが、具体的な数字の上においても、プラス・アルファの役割を果すのだというこの具体的な

御答弁がないから、先ほどから長い間みんな聞いておるわけですね。あるいはこれは大臣御存じなければ、局長から御答弁いただいてもいいのだが、今度の業務方法書を見ると投資の場合には資本金五千万円以上、それから融資の場合には一千万円以上の会社に限つてのみ投資が行われる。それからもう一つは、政府金融機関、先ほどのお話のような、こういう金融機関からして融資が行われたもの——主として融資であります。融資が行われたものは、投資の対象にならないという規定がある。とすれば、一千万円以上の会社で、投資の対象になる会社と一体どれくらいあります。私の調べた限りにおいては、ほとんどないといつていいくらいだと私は考えておる。というのは、第二次産業の場合においては、大体一千万円以上の会社といふのは、北海道を通じて二百五十社くらいです。しかし、この二百五十社のうちで、開港その他から投資をやつておるものが大半なんです。そうすると、もうほとんどないということになるじゃないですか。具体的に、計数的にお答えいただかなければ、納得がいかないということになるのですが、いかがですか。

○東條政府委員 ただいま岡田委員から業務方法書に關連してお尋ねでありましたが、実は業務方法書は、この法律にもございまして、いづれ法律の通りに公庫ができて、責任者が業務方法書の案を作りまして主務大臣の認可を得る、かような手続になっておりますことは御承知の通りであります。いろいろとそういう案も御研究の向きもあると思いますが、私どもとい

たしましては、まだこの業務方法書に立脚しての御答弁がちょっといたしかねる段階にあるかと存じます。

それから計数的にいうと仰せでございしますが、先ほど来大臣が申し上げておりますように、既存の政府の財政資金なり、あるいは現存の政府関係金融機関、あるいは市中金融機関の資金は現在の通りの姿で出るのであります。そして、その及ばないところへ、補完作用として、今回の公庫の八十億の金が出るわけでありまして、これは計数の問題としても、プラス・アルファだといふことが御了解願えるかと私は存じます。

○岡田委員 どうも局長、そういう言葉でのがれてはいけません。あなたはこの委員会の速記録を讀んでいすか。速記録を見ればわかるんだ。これは業務方法書とは別に、一千万円以上の投資についてはやるかやらないかという質疑応答があつて、政府委員から正式に一千万円以上ですとつきり言つてゐる。それが具体的には業務方法書に別に出ている。業務方法書でなくてもいいですよ。質疑応答で聞いでもいいのです。そういう一千万円以上という制限を加えてゐるのは事実なんです。それを加えてゐるのに、それなら、その会社が幾らあるかと聞いたら、開港庁はそのときはわからなかつた。大体私が通産局関係で調べたのは、二百五十社くらいなんです。その中で、開港その他の政府金融機関からもらつてゐるものを見ると、そのほかには、ほとんどない。そういう実情であるといふことを申し上げておるのに、プラス・アルファ——そういう言葉に、葉じりをつかむと、いろいろあるが、

さっきの大臣の言葉で言う、まだまだたくさんあるはずであります。なんというふうな、きわめてわけのわからぬい答弁をしてゐるのです。

それでは、大臣お急ぎのようですから、一点だけ伺つておきますが、先ほどからあなたが言つておられるように、この開港公庫というのは、開港上必要な面に使うのだ、こういうお話でした。開港上必要な面にお使いになるのだとすれば、たとい私は五百万円の会社でもいいのじゃないかと思う。あるいは六百万円でも、三百万円でもいいのじゃないかと考える。そういう面において、ほんとうに必要だといふことを考えるとするならば、その方面についての投資を行うべきであつて、このようない制限を設けることは、適当でないといふことはある。大臣の、開港上必要なものであるならば、というお話を正直に受け取るならば、そういうことになるとはなるのだが、そういう点について制限を設けた方がいいのか、いけないのか。この点について一点だけ伺つて、あとは局長に伺います。

○一萬田国務大臣 それは、私、北海道関係とも開港庁あるいは関係の人も相談をいたしまして、どういふところにするのが一番いいのか。これは実際に合うようにするのが一番いいと思います。そんなにこだわることはない。ただ、従来中小企業金融公庫あたりが融資対象一千万円にしておるといふようなことから、やはり若干そういうふうな考え方が出ておるのだからと思つておられますが、私はそういうこととあまりとらわれません。実効が上るようになつていく、こういうふう

に御了承願います。

○岡田委員 それでは実効が上るといふ意味は、そういうようなことさの基準を設けないという意味に解してもよろしゅうございますか。一千万円という基準は設けない、こういう意味に解釈してもよろしいですか。

○一萬田閣僚大臣 それは検討を加えて、設けるか、設けないか、設けないと、非常に乱雑になるおそれもありまして、ただ、どういうところに設けることがいいかという点を特に検討を加える、かように御了承願った方がいいと思います。

○廣川委員長 大蔵大臣は退席いたしますが、他の政府委員もおりますから、続行願います。

○岡田委員 それでは局長に伺いましょう。今の問題いかがですか。一千万円以上の制限があるはずなんですが、今大臣はきわめて政治的な答弁をして行ってしまったのだけれども、あなたのお考えとして率直に——たとえば二百五十社しかない、従って既存の金融機関がすでに融資をしたような企業体があるとするならば、もうほとんど大半がやっております。中小企業金融公庫まで入れれば、大半がやっております。するならば、投融資の対象になるような会社があるかどうか。この点をお調べになったことがあるかどうか。この点を伺いたい。

○東條政府委員 すでにもう岡田委員も御発言であります。先ほども申し上げましたように、この北海道開発公庫は、やはり現在の金融機構の及ばないところへ、補完的作用をするというところに重点を置いて参ったことは、御承知の通りであります。中小企業金融公庫の現在の業務範囲には、これも

御了承の通りに——一千万円以上と申しましたが、これは言い違いで、以下であります。中小企業金融公庫は一千万円以下の中小企業に融資の重点を置いておることは、御承知の通りであります。それで、北海道開発公庫の補完的作用という観点と、既存の金融機関との業務分野を一応はつきりしておこうじゃないかという観点からいたしまして、両方かみ合せますとこれは別の省の政府委員から御答弁申し上げたように、やはり業務分野の調整という観点から見れば、中小企業金融公庫の行う業務分野というものは、スタートとして避けようということが、一応結論として事務的に出て参るわけでありまして、そこを申し上げたのかと思ひます。それから今度は恐縮でございますけれども、北海道におけるさような事業、あるいは会社の資本金でありますとか、あるいは資金量でありますとか、そういう分布の統計につきましては、たゞいま私持ち合せがございせんので、ほかの適当な政府委員からの御答弁で御了承願いたいと思ひます。

○岡田委員 そういふことを、この法案を出す前にお調べになった事実がありますかどうですか、という点を一点伺いたい。それから、開発庁にこの前はこういう質問をいたしたのです。北海道開発のために一年間にどれだけの資金があるか、これは政府の投融資も含めてですが、その中で、たとえば財政投融資にはこれだけ、民間の金融機関はこれだけ、この公庫が八十億、こういうことになって、切めてこの公庫の役割が果し得る、どういふ地位を占めるかということが明らかに

くるのだ。従つて最初のこの資金計画というものはあるのだから、これを出す限りにおいてはあるのだからと言つたのだ、大蔵省にあると言ふ。どこにあるところにあると言ふ。あなたのところにあるのか、ないのか、その点を、特殊金融課長がそのとき見えておりましたので、聞いたら、いや、よくわからぬのですがという意見だった。しかし、おそろくあるのだらうと思うが、その資料がいまだに出ておりません。

そういうものがなければ、この役割、地位というものが明らかに成つてこない。この点についてそういうものをお作りになったことがあるのか。というものは、これは作れるはずで、国の予算の全体としての資金計画、財政計画もできるわけですから、そういうものは大体の計数として出し得るわけなものです。そういうものを御承知になつたことがあるかどうか。いまだに資料として出ておりませんが、お出しになつてお考えがあるかどうか、前の点と二つだけまず伺いたい。

○東條政府委員 北海道開発公庫の業務の内容、あるいは資金量を御検討いただきます場合に、今岡田委員の御発言のように、全体の資金量、北海道の今後の開発のために幾ら資金量があるのだ、そのうち既存の金融機関が大体幾ら出せるのだらうか、従つて残りは開発公庫が出せる、というふうなアプローチの仕方もあると思ひます。しかし、そういう問題の取り上げ方のほか、これも私どもの立場として申し上げておきますように、この北海道開発公庫というものができまして、責任のある理事長以下責任者がここにきまり

まして、いろいろの観点から考え——もちろん、これは北海道総合開発という観点に根ざしたものでなければならぬのでありますが、そういう全体の開発計画のことも考え、また具体的な事業計画その他のことも考えて、具体的に四半期ごとにこの事業計画なり、あるいはそれに即応した資金計画というものができまして、主務大臣の認可を求める。つまり全体的ないろいろの総合的な計画と、公庫の実際の運営の要領、運営の具体的な計画というものを、両方並行的に進めて参る。こういう実際の考え方が二つあると思ひます。もちろん全般的な総合開発につきましても、私もどもいたしまして常に検討を怠りなく、政府全体としていたすべきであります。この開発公庫を作るか、作らざるかということをお前議の立場でなければ、この開発公庫の北海道開発に占めるウェイトはわからないとか、あるいはその重要性はどうであらうか疑問であるというふう

に、必ずしもお考え願ひません。でも、そういう総合的な計画と具体的な資金計画の運営計画というものが相俟つて、しかも同時に並行的に進んでいくのだというところが、当然考えられると思ひます。そして今御質問の、大蔵省の銀行局あるいは特殊金融課長というお話がありましたが、今そういう全体の総合資金計画との関連において、公庫の事業計画がどうなつておる、あるいは財政資金がどうなつておる、民間の金融機関による計画はどうか、従つて北海道の開発公庫の資金の占めるポジションは、さういふ資料は、はなはだ恐縮であります。ただいま提出の用

意をいたしておりません。

○岡田委員 私はあなたの御意見を伺つておると、きわめて一方的だと思ふ。どうしてかという、あなたの言われるケースはあると思ひます。いわゆるこの金融機関の中の金をどのように使うかという問題です。これはあるでしょう。あるだろうが、これは限られたお金をどのように効果的に使うかという問題であつて、北海道全体の開発計画の中で、この八十億というものがどのような役割を果たすかというものが、その前段でなければならぬ。この二つが十全の役割を果たして——私は前の方だけはいいいのと言つておるのじゃない。この前の委員会の質問でも、両方やつてゐるのです。その前段の方が、あなたに關係するから言つておるのであつて、両方が安全な形をとつておらなければ、ほんとうに開発の計画のために役に立つか、立たないか、わからぬじゃないかということをおつておるのです。だから、あなたの御意見その他を承つておると、こういう点を私は伺いたくなる。どういふ点を伺うかという、初めの公庫法案だったら、資本金百億なんです。そしてその他合せて三百億まで出せることになつておつた。それから今度の場合には十億で、債券発行その他を入れて八十億まで運用できる、こういうことになつておる。そうすると、この百億から十億に切り下げた、これは一体どういふ基準に基いて十億にしたのですか。予算上の措置に基いて、予算上許し得る限度というものを理由として、十億に切り下げたのですか。何か別な理由があつたのですか。

○東條政府委員 先ほどあるいは私の

申し上げ方が足りなかったかと思いましたが、先ほど申し上げました金貌の話を一応別といたしますれば、たとえば通産省方面では、この五カ年計画の試案に基づきまして、北海道の水産業その他においてどのくらいの資金量が要るかというような推算は、もちろんいたしております。それからおそろしく御列席の北海道開発庁の方からも、開発庁独自の研究案がありと思ひます。ただ私の申し上げたことは、大蔵省の銀行局において岡田委員お示しのような、そういう資金の金貌、あるいは開発公庫の占めるポジションというような資料があるかという点につきましては、ただいまごらんをいただくようなものはありません。かような趣旨を申し上げたわけでありまして、急のために申し上げておきます。

それから資金の産業投資特別会計からの出資の十億円、これについて、いざばどういふ観点からききましたものであるかという御趣旨のお尋ねと拝聴いたしますが、これはやはりいろいろの観点から——もちろん北海道開発公庫の資金量を大きくしたいという観点から、この問題を取り上げますならば、十億円ではなくて、もっと多くの出資がほしいという立場も当然あるわけでありまして、また私どもも、そういう考え方はごもっともに存するわけでありまして、三十一年度の産業投資特別会計の資金の状況あるいは財政投融資全体の数字からいたしまして、不十分ではあるが、十億円程度でもっとにかくスタートしてもらいたいという、財政資金あるいは投資計画の立場もあるわけでありまして、そういういろいろの観点から、政府部内でも慎重に話し合

いをしていただきました結果、とりあえず三十一年度は十億円というところで終わらせていただいて、きょうに相なったわけでありまして。

○岡田委員 いろいろの意見地というお話ですが、百億という資金を十億円、十分の一にしたということは、いろいろなというよりも、主として予算上の措置、財政投融資の中では大体どのくらい割り振れるかという意味で十億にしばった、こういうことが大体の趣旨ではございませんか。

○東條政府委員 申し上げるまでもなく、資本金は十億円でありまして、ほかに資金運用部から三十億円というところでございまして、百億円と頭に置いて岡田委員にお考えをいただきますれば、十億円と御理解願うのが正しいのか、あるいは四十億円と御記憶願うのが正しいのか、あるいは私どもは、このほかに何か民間資金の活用をやりまして、あと四十億円というところを考へておりまして、合計八十億円ということに相なるわけでありまして、私どもといたしまして、単に産業投資特別会計からの出資ということだけでなくして、いろいろの観点から公庫の資金の充足については努力しているというところを、御了承願いたいと思ひます。

○岡田委員 私はそんなことを聞いていないのではない。百億と比べるのはおかしいですよ。あなたはあの当時の予算の査定を知っているでしょう。三百億ですよ。百億というのは資本金で、第二次は資金運用部の資金その他二百億使われるのです。少くとも三百億円と比べるべきですよ。そのほかに比べる道はあるけれども、百億と八十億ではあまり開きはないではないかとい

う答弁の程度では、私はごまかされません。三百億と八十億の違いという問題になってくる。こういう点は、いわゆる予算上の措置として言われたものではございませんか。私はその比較論を伺っているのではなくて、どのような理由か、予算上の措置ではないかというところを伺っているのです。その比較論を先に伺おうなどとは思っておりません。その理由は何かですか。

○東條政府委員 産業投資特別会計十億円、これはすでに国会においていろいろ御審議を仰いで、議決をいただきまして、従って国会の御意思も、産業投資十億円ということであると承知いたしております。

○岡田委員 国会が承認したか、しないかということは、あなたの方でどういふふうにしほったかということとは別問題です。私の伺ったのは、財政的な措置としてできなかったから、十億しかないのではないのか——それでは十億というのを腰だめですか、目見当でこういうことをやったのですか。何か計画があったのですか。

○東條政府委員 もちろん開発庁の方では、いろいろの計画——公庫ができました場合には、どうしようか、また、どういふ計画でいこうかというプランをお持ちになつての政府部内の相談でありまして、大蔵省は、もちろんそういう計画は、御相談を受けた上でききましたものでございます。

○岡田委員 いつまでやっていてもしょうがないから進みますが、問題は、あなた自身の方では北海道における資金計画もない、そうすると、この十億というものがどのようなウェイトを占めるかわからない。少くとも科学的な根拠に立つたものではない。こういうふうにして十億にしほったとするならば、何か理由があるはずなんです。その理由は、さき申し上げたように、予算上これ以上出せないから十億しかやれないのだ、というところは、簡単に言えば腰だめで、目見当で、科学的な根拠がない、だから、こういうものは腰だめだと言わざるを得ない。

○東條政府委員 今後開発公庫から、四半期ごとに事業計画あるいはそれに伴います資金計画が提出されます場合におきましては、関係方面といういろいろ考へ、また練つておりました北海道開発計画に、十分即応した裏づけのあるものであると私どもは存じております。また公庫の資金は、今いろいろと例示的にお話がありましたが、ほんとうに北海道の開発が促進されますような、真に有効な、また経済的効果のある事業、その他の方面にこの資金は

を占めるかわからない。少くとも科学的な根拠に立つたものではない。こういうふうにして十億にしほったとするならば、何か理由があるはずなんです。その理由は、さき申し上げたように、予算上これ以上出せないから十億しかやれないのだ、というところは、簡単に言えば腰だめで、目見当で、科学的な根拠がない、だから、こういうものは腰だめだと言わざるを得ない。

私は話を先へ進めますが、そうすれば、この十億円というものは、北海道の開発計画とはあまり関係のないもの、少くとも有機的関連のないものと言わざるを得ない。北海道の開発五カ年計画をどういふふうにしていく、その中で、資金の需要計画はどれだけなればならないかという科学的な根拠があつて、初めてできることであるにもかかわらず、そのこと自体がない——北海道の道庁ではその資金計画なるものがあります。三十六年までの計画がある。その計画があつて——その計画が正しいか、正しくないかは別ですが、その計画というものがあつて、これに対して公庫がどういふような役割を果すかということ、初めてこの公庫の開発上における役割があるのだ、今までのあなたの御答弁を聞いてみると、大体まあプラス・アルファになるんじゃないやしませんか、そんなところじゃありませんか、という程度のおそらく話なんでしょう。私は実はマイナスだと思ふ。これが第一点です。

第二の点は、こういうような形で融資をしてもらえない、五千万円以上の会社で、半額政府出資の会社なんというものは、北海道にはほとんどないです。ないと、どうなるかという

と、こういうことをやる。開発庁はないと、予算を使わなければ困るから、何でもいから作れということになる。何でもいから作っていく。たとえば私の聞いているのは、苫小牧の埋立会社というのがある。そうだ。あるいはその他いろいろそういうインキ会社を作つて、金を使つていくという、こういうことでは、開発の意味をなさない。ほんとうに重要なことのために使われないで、行政機構として、何かやらなければならぬから、といつて使うようなことでは、意味をなさない、プラスにはならないと私は考へてゐる。そういう点について、私は一般的な抽象論を伺っているのではない。あなたがこれを出しになったのなら、実際に具体的な計数の上に立つてお話を願わなければ困る。少くともこの公庫法案というものは、開発計画とは縁もゆかりもないものとして、現在の政治的な腰だめによつて出されたものとしか解釈できないと思ひます。その点について、やや抽象的な質問になりましたけれども、いかがお考へになつておりますか。

○東條政府委員 今後開発公庫から、四半期ごとに事業計画あるいはそれに伴います資金計画が提出されます場合におきましては、関係方面といういろいろ考へ、また練つておりました北海道開発計画に、十分即応した裏づけのあるものであると私どもは存じております。また公庫の資金は、今いろいろと例示的にお話がありましたが、ほんとうに北海道の開発が促進されますような、真に有効な、また経済的効果のある事業、その他の方面にこの資金は

を占めるかわからない。少くとも科学的な根拠に立つたものではない。こういうふうにして十億にしほったとするならば、何か理由があるはずなんです。その理由は、さき申し上げたように、予算上これ以上出せないから十億しかやれないのだ、というところは、簡単に言えば腰だめで、目見当で、科学的な根拠がない、だから、こういうものは腰だめだと言わざるを得ない。

を占めるかわからない。少くとも科学的な根拠に立つたものではない。こういうふうにして十億にしほったとするならば、何か理由があるはずなんです。その理由は、さき申し上げたように、予算上これ以上出せないから十億しかやれないのだ、というところは、簡単に言えば腰だめで、目見当で、科学的な根拠がない、だから、こういうものは腰だめだと言わざるを得ない。

私は話を先へ進めますが、そうすれば、この十億円というものは、北海道の開発計画とはあまり関係のないもの、少くとも有機的関連のないものと言わざるを得ない。北海道の開発五カ年計画をどういふふうにしていく、その中で、資金の需要計画はどれだけなればならないかという科学的な根拠があつて、初めてできることであるにもかかわらず、そのこと自体がない——北海道の道庁ではその資金計画なるものがあります。三十六年までの計画がある。その計画があつて——その計画が正しいか、正しくないかは別ですが、その計画というものがあつて、これに対して公庫がどういふような役割を果すかということ、初めてこの公庫の開発上における役割があるのだ、今までのあなたの御答弁を聞いてみると、大体まあプラス・アルファになるんじゃないやしませんか、そんなところじゃありませんか、という程度のおそらく話なんでしょう。私は実はマイナスだと思ふ。これが第一点です。

第二の点は、こういうような形で融資をしてもらえない、五千万円以上の会社で、半額政府出資の会社なんというものは、北海道にはほとんどないです。ないと、どうなるかという

と、こういうことをやる。開発庁はないと、予算を使わなければ困るから、何でもいから作れということになる。何でもいから作っていく。たとえば私の聞いているのは、苫小牧の埋立会社というのがある。そうだ。あるいはその他いろいろそういうインキ会社を作つて、金を使つていくという、こういうことでは、開発の意味をなさない。ほんとうに重要なことのために使われないで、行政機構として、何かやらなければならぬから、といつて使うようなことでは、意味をなさない、プラスにはならないと私は考へてゐる。そういう点について、私は一般的な抽象論を伺っているのではない。あなたがこれを出しになったのなら、実際に具体的な計数の上に立つてお話を願わなければ困る。少くともこの公庫法案というものは、開発計画とは縁もゆかりもないものとして、現在の政治的な腰だめによつて出されたものとしか解釈できないと思ひます。その点について、やや抽象的な質問になりましたけれども、いかがお考へになつておりますか。

○東條政府委員 今後開発公庫から、四半期ごとに事業計画あるいはそれに伴います資金計画が提出されます場合におきましては、関係方面といういろいろ考へ、また練つておりました北海道開発計画に、十分即応した裏づけのあるものであると私どもは存じております。また公庫の資金は、今いろいろと例示的にお話がありましたが、ほんとうに北海道の開発が促進されますような、真に有効な、また経済的効果のある事業、その他の方面にこの資金は

を占めるかわからない。少くとも科学的な根拠に立つたものではない。こういうふうにして十億にしほったとするならば、何か理由があるはずなんです。その理由は、さき申し上げたように、予算上これ以上出せないから十億しかやれないのだ、というところは、簡単に言えば腰だめで、目見当で、科学的な根拠がない、だから、こういうものは腰だめだと言わざるを得ない。

を占めるかわからない。少くとも科学的な根拠に立つたものではない。こういうふうにして十億にしほったとするならば、何か理由があるはずなんです。その理由は、さき申し上げたように、予算上これ以上出せないから十億しかやれないのだ、というところは、簡単に言えば腰だめで、目見当で、科学的な根拠がない、だから、こういうものは腰だめだと言わざるを得ない。

私は話を先へ進めますが、そうすれば、この十億円というものは、北海道の開発計画とはあまり関係のないもの、少くとも有機的関連のないものと言わざるを得ない。北海道の開発五カ年計画をどういふふうにしていく、その中で、資金の需要計画はどれだけなればならないかという科学的な根拠があつて、初めてできることであるにもかかわらず、そのこと自体がない——北海道の道庁ではその資金計画なるものがあります。三十六年までの計画がある。その計画があつて——その計画が正しいか、正しくないかは別ですが、その計画というものがあつて、これに対して公庫がどういふような役割を果すかということ、初めてこの公庫の開発上における役割があるのだ、今までのあなたの御答弁を聞いてみると、大体まあプラス・アルファになるんじゃないやしませんか、そんなところじゃありませんか、という程度のおそらく話なんでしょう。私は実はマイナスだと思ふ。これが第一点です。

第二の点は、こういうような形で融資をしてもらえない、五千万円以上の会社で、半額政府出資の会社なんというものは、北海道にはほとんどないです。ないと、どうなるかという

と、こういうことをやる。開発庁はないと、予算を使わなければ困るから、何でもいから作れということになる。何でもいから作っていく。たとえば私の聞いているのは、苫小牧の埋立会社というのがある。そうだ。あるいはその他いろいろそういうインキ会社を作つて、金を使つていくという、こういうことでは、開発の意味をなさない。ほんとうに重要なことのために使われないで、行政機構として、何かやらなければならぬから、といつて使うようなことでは、意味をなさない、プラスにはならないと私は考へてゐる。そういう点について、私は一般的な抽象論を伺っているのではない。あなたがこれを出しになったのなら、実際に具体的な計数の上に立つてお話を願わなければ困る。少くともこの公庫法案というものは、開発計画とは縁もゆかりもないものとして、現在の政治的な腰だめによつて出されたものとしか解釈できないと思ひます。その点について、やや抽象的な質問になりましたけれども、いかがお考へになつておりますか。

○東條政府委員 今後開発公庫から、四半期ごとに事業計画あるいはそれに伴います資金計画が提出されます場合におきましては、関係方面といういろいろ考へ、また練つておりました北海道開発計画に、十分即応した裏づけのあるものであると私どもは存じております。また公庫の資金は、今いろいろと例示的にお話がありましたが、ほんとうに北海道の開発が促進されますような、真に有効な、また経済的効果のある事業、その他の方面にこの資金は

を占めるかわからない。少くとも科学的な根拠に立つたものではない。こういうふうにして十億にしほったとするならば、何か理由があるはずなんです。その理由は、さき申し上げたように、予算上これ以上出せないから十億しかやれないのだ、というところは、簡単に言えば腰だめで、目見当で、科学的な根拠がない、だから、こういうものは腰だめだと言わざるを得ない。

を占めるかわからない。少くとも科学的な根拠に立つたものではない。こういうふうにして十億にしほったとするならば、何か理由があるはずなんです。その理由は、さき申し上げたように、予算上これ以上出せないから十億しかやれないのだ、というところは、簡単に言えば腰だめで、目見当で、科学的な根拠がない、だから、こういうものは腰だめだと言わざるを得ない。

私は話を先へ進めますが、そうすれば、この十億円というものは、北海道の開発計画とはあまり関係のないもの、少くとも有機的関連のないものと言わざるを得ない。北海道の開発五カ年計画をどういふふうにしていく、その中で、資金の需要計画はどれだけなればならないかという科学的な根拠があつて、初めてできることであるにもかかわらず、そのこと自体がない——北海道の道庁ではその資金計画なるものがあります。三十六年までの計画がある。その計画があつて——その計画が正しいか、正しくないかは別ですが、その計画というものがあつて、これに対して公庫がどういふような役割を果すかということ、初めてこの公庫の開発上における役割があるのだ、今までのあなたの御答弁を聞いてみると、大体まあプラス・アルファになるんじゃないやしませんか、そんなところじゃありませんか、という程度のおそらく話なんでしょう。私は実はマイナスだと思ふ。これが第一点です。

第二の点は、こういうような形で融資をしてもらえない、五千万円以上の会社で、半額政府出資の会社なんというものは、北海道にはほとんどないです。ないと、どうなるかという

と、こういうことをやる。開発庁はないと、予算を使わなければ困るから、何でもいから作れということになる。何でもいから作っていく。たとえば私の聞いているのは、苫小牧の埋立会社というのがある。そうだ。あるいはその他いろいろそういうインキ会社を作つて、金を使つていくという、こういうことでは、開発の意味をなさない。ほんとうに重要なことのために使われないで、行政機構として、何かやらなければならぬから、といつて使うようなことでは、意味をなさない、プラスにはならないと私は考へてゐる。そういう点について、私は一般的な抽象論を伺っているのではない。あなたがこれを出しになったのなら、実際に具体的な計数の上に立つてお話を願わなければ困る。少くともこの公庫法案というものは、開発計画とは縁もゆかりもないものとして、現在の政治的な腰だめによつて出されたものとしか解釈できないと思ひます。その点について、やや抽象的な質問になりましたけれども、いかがお考へになつておりますか。

○東條政府委員 今後開発公庫から、四半期ごとに事業計画あるいはそれに伴います資金計画が提出されます場合におきましては、関係方面といういろいろ考へ、また練つておりました北海道開発計画に、十分即応した裏づけのあるものであると私どもは存じております。また公庫の資金は、今いろいろと例示的にお話がありましたが、ほんとうに北海道の開発が促進されますような、真に有効な、また経済的効果のある事業、その他の方面にこの資金は

を占めるかわからない。少くとも科学的な根拠に立つたものではない。こういうふうにして十億にしほったとするならば、何か理由があるはずなんです。その理由は、さき申し上げたように、予算上これ以上出せないから十億しかやれないのだ、というところは、簡単に言えば腰だめで、目見当で、科学的な根拠がない、だから、こういうものは腰だめだと言わざるを得ない。

使われるべきものであるし、またそういう運営方法で考えたいと思っております。

○岡田委員 最後に一点、これで終了します。あなたの方で、ないしよにしておられる業務方法書ですが、これは幾つかの変遷があるわけですね。最初の業務方法書では年利九分だった。最近の業務方法書の内容によると、年利一割以内となっております。ところがあなたも十分御承知のように、最近金利がどんと下っている傾向にある。開行の金利でも御承知の通り年利九分である。たしかそうだと思います。(東條政府委員「違いますか、あとで……」と呼ぶ) そうすると開行公庫の場合には、それよりも安い金利のものをできるだけ使わせたいということが、北海道の開発のためにいいのだと私は思うのですが、この金利はどういうような状態になっておりますか。その一点だけ伺って、終りにします。

○東條政府委員 先ほども申し上げて、実はおしかりを受けたのでありますが、業務方法書というのは、法律案に書いてございますように、公庫ができました、その責任者がおのれが是と考える案を作りまして、主務大臣の認可を得るわけでありまして、従いまして、私ども大蔵省におきましては、業務方法書というものは実は承知をいたしております。

次に金利の問題であります。現在の開行銀行の金利はいろいろございまして、原則は、先ほど岡田委員のお話のように九分です。そこで、今後具体的な業務方法書の問題になって参りました場合には、十分内部で検討もいたしますし、また関係銀行

あたりとの権衡も十分考えまして、北海道の重点的な開発ということを目的といたします北海道開行公庫の性質にふさわしいような業務方法書を定めなければならぬ。従って、金利もまたそういう考え方でもって、今後具体的に責任者がきまりましてから、政府でも十分検討してきめたいと考えております。

○廣川委員長 出席要求のありました建設、農林、通産各政務次官が出席しておりますので、それぞれ質疑を願います。他に質疑はありませんか。――質疑の通告もありませんので、建設、農林、通産各政務次官に対する質疑はないものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会